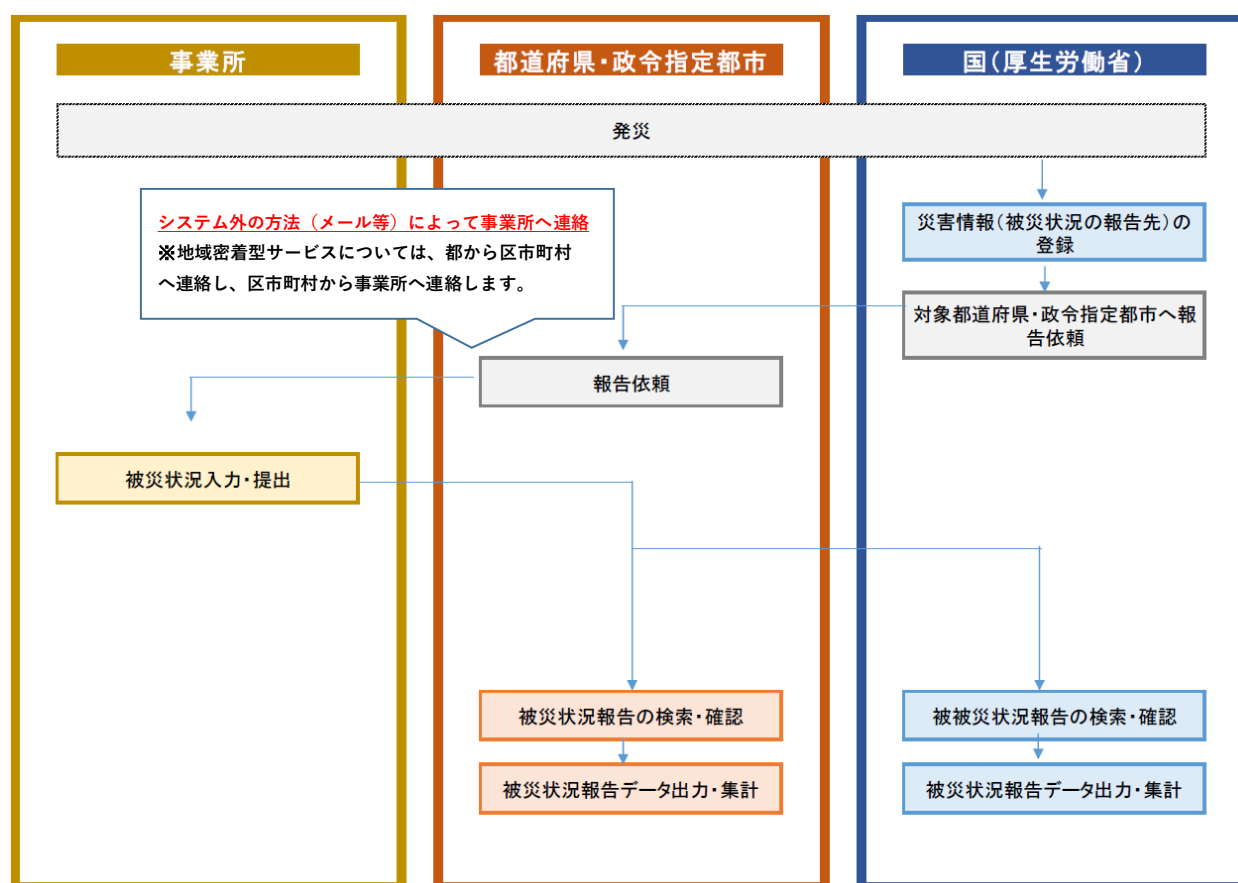


災害時情報共有システムの運用及び災害発生時のフローについて

◆「災害時情報共有システム」とは、「介護サービス情報公表システム」（以下「公表システム」という。）に追加された災害時情報共有機能を指します。

◆災害発生時、厚生労働省が災害時情報共有システムにおける報告を求める場合には、東京都又は区市町村から事業所にメール等でご連絡します。事業所は公表システムにログインし、必要項目の入力を行ってください。（下記フロー図のとおり）



◆災害時情報共有システムを利用するためのID及びパスワードは、公表システムと同一です。

ただし、過去3年間に公表システムにおける一切の報告を行っていない場合（介護報酬収入年額が100万円以下であり報告対象外である場合を含む）は、システムに被災状況の入力を行うことができないため、従来方式である別紙様式による報告を行ってください。

なお、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び生活支援ハウス（いずれも特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを含む）は、IDの管理方法が異なりますので、別途指示に従ってください。

◆本運用については、国からの通知等をご参照いただくとともに、詳細な操作方法については、マニュアル

ルをご参照ください。お問合せ先等については、下記のとおりです。

○災害時情報共有システム URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/13/>

○災害時情報共有システム操作マニュアル

上記 URL の右上「ヘルプ」から参照できます。(ログイン前に参照可。)

○災害時情報共有システムの操作方法についての問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク

メール helpdesk@kaigokensaku.jp

○システムログインパスワードが分からない場合の問合せ

東京都指定情報公表センター（東京都福祉保健財団）

電話 [03-3344-8630](tel:03-3344-8630)

※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
及び生活支援ハウスを除く

○その他、本件に関する問い合わせ

- 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院について
施設支援課運営担当 [03-5320-4264](tel:03-5320-4264)
- 有料老人ホーム（特定施設を含む）について
施設支援課有料老人ホーム担当 [03-5320-4296](tel:03-5320-4296)
- サービス付き高齢者向け住宅（特定施設を含む）、生活支援ハウスについて
在宅支援課高齢者住宅担当 [03-5320-4273](tel:03-5320-4273)
- 地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護看護事業所及び老人短期入所施設について
介護保険課介護保険担当 [03-5320-4291](tel:03-5320-4291) / 介護保険課事業者担当 [03-5320-4593](tel:03-5320-4593)